

終末期医療について

終活をする上で、大切なテーマがあります。

ご自身の医療に対する希望の意思表示です。病气やケガをしたとき、その中でも特に意思表示ができなくなつた場合の延命治療をどうしたいのかを決めておくことです。

内閣府が高齢者を対象に行った延命治療の考え方についての調査では、「延命のみを目的とした医療は行わず、自然にまかせてほしい」と回答した割合は九十%以上でした。

医療同意は誰ができるのか？

医療同意権は「本人だけ」が有している（一身専属権）というのが原則と言われています。



行政書士 山下 博正

これは、憲法で保障する、基本的人権に基づく自己決定権であると私は理解しています。

一般的にご家族が同意することがありますが、例外なく同意権がある訳ではありません。

ご本人の意思が確認できないとき

厚生労働省が公表した「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」によれば

①本人の意思が確認できない場合は、家族の推定意思を尊重する。

これは、本人を保護する立場にあり、かつ、本人の意思を最もよく知っている家族が同意することによって、もし、本人が現状を理解していれば当然同意するであろうと推定することが可能（推定的承諾）であるという解釈に基づくものと考えられます。

②家族が患者の意思を推定できない場合には、医師と十分に話し合い、患者にとって最善の治療方針をとる。

相談事例のご紹介

緊急入院で保証人がおらず病院にて契約、退院後も支援（実例）

身近に頼れる人がおらず、入院先の病院へ駆けつけての契約

ご依頼者

病院のソーシャルワーカー

【対象者】

伊村さん（仮名） 七〇歳 女性

ご依頼内容

入院時の保証人が必要になり、遠方に親族はいるが疎遠で頼ることが難しいため、入院時の対応やカンファレンスの立会い等をご希望

対応内容

・伊村さんとソーシャルワーカーを含めた三名で面談を実施、ご理解・ご納得いただいた上で契約を締結

・入院時誓約書への署名・捺印をおこないカンファレンスの立会いを実施、ソーシャルワーカーと連携し経過報告もあわせておこなう

・緊急入院で医療費を支払うことができないため、お立替をして医療費の支払いを実施

エピソード

退院後、入院の影響で高齢者施設に入居することになりました。施設探しのお手伝いや入居の際の保証人も継続しておこない、伊村さんを支援しています。

③家族がいない場合及び家族が判断を医療介護チームに委ねる場合には、患者にとって最善の治療方針をとる。

自分の意思を形に残す

終末期医療や延命治療に対して、過度な治療を避け、尊厳死を望む方の意思表示の方法として「尊厳死宣言書」があります。これには、医師の治療を拘束する法的効力は現在のところありません。ただ、公益財団法人日本尊厳死協会の調査によれば、同協会が行う「リビングウィル（終

末期における事前指示書）」を作成していた場合、医師に本人の希望を尊重してもらえたと答えたご遺族が九割程度という結果があります。また、受容協力医師（尊厳死宣言書の趣旨を理解し、氏名を公表している医師）は、千名以上いらっしゃるということです。

延命治療しないということだけでなく、痛みを取り除いて安らかな最期を願う方にとっても、また家族のためにも、終活をする上でこのテーマを検討してもいいかも知れません。



60 歳以上の無職所帯の平均支出は月 275 千円もかかっています！

老後資金対策を考える上で「すでに老後を迎えている方がどのような生活をしているか」「金銭的な状況はどうか」などを知っておくと、参考になるのではないかと思います。

下記表をご覧ください。全体の平均としては、実収入約 242 万円に對して、支出（消費支出 + 消費支出）の方が約 275 万円と多いため、毎月赤字（不足額）が約 32 万円発生しています。

この分は、これまでに貯めてきた資産や退職金などを切り崩して充てていることとなります。

以前、話題になった「老後資金 2000 万円問題」を覚えておられる方は多いと思います。

実際の報告書における 2000 万円という金額は、ここで示したような「月間の不足額」と「老後の年数」を掛け合わせて、金融庁が計算した金額に基づく一例でした。

これは、決して充分とは言えません。将来の公的年金に関しては支給額や支給時期などの不安、加えて、長寿社会になれば高齢者の介護人口がさらに増え、社会的な費用負担も大きな問題となつてきます。

これからは、生涯において現役を目指すこともひとつと、改めて感じます。

項目	平均	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳
世帯数分布(1万分比)	10,000世帯	503世帯	1,896世帯	2,586世帯	5,015世帯
世帯人員	2.37人	2.48人	2.44人	2.39人	2.33人
世帯主の年齢	74.8歳	62.5歳	67.2歳	71.7歳	80.4歳
持家率	92.7%	89.4%	93.6%	93.7%	92.1%
実収入	242,468円	188,643円	259,448円	248,056円	238,415円
社会保障給付	199,651円	113,196円	198,770円	206,748円	204,767円
非消費支出	32,188円	32,900円	36,760円	32,745円	30,021円
可処分所得	210,281円	155,743円	222,688円	215,311円	208,394円
消費支出	243,260円	272,927円	271,374円	256,315円	222,574円
黒字	-32,979円	-117,184円	-48,686円	-41,004円	-14,180円
平均消費性向	115.7%	175.2%	121.9%	119.0%	106.8%
黒字率	-15.7%	-75.2%	-21.9%	-19.0%	-6.8%



税理士法人ネクサス
代表社員
角田 祥子

日本相続サポートセンター

相続・成年後見・遺言・相続税・資産・事業承継・ご葬儀のことなど、司法書士・税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・資産活用アドバイザーなど各分野の専門家がご相談に応じます。

志と想いを共有した専門家たち

私たちは、あなたの『想い』をカタチにしていくお手伝いをします。



税理士
角田 祥子



相続診断士
石本 導彦



司法書士
勝 猛一



相続対策専門士
迫中 智信



葬祭経営士
松村 康隆



行政書士
山下 博正



弁護士
和氣 良浩



フリーアナウンサー
子守 康範

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 相続税について専門家に相談したい・相続でもめるかもしれない
- ✓ お葬式の進め方・終活、何から始めれば良いの？
- ✓ 頼れる人がいない場合の身元保証
- ✓ 認知症になる前に、後見契約するには？